

### 所得税・市(都)民税の申告

青梅税務署では、所得税、復興特別所得税、個人事業者の消費税、地方消費税、贈与税の申告書作成会場を開設します。

※原則、自身のスマートフォンで、申告書を作成していただきます。

#### 青梅税務署での所得税等の申告書作成会場開設期間



▽日時 2月16日(月)～3月16日(月)  
(土曜・日曜日、祝日を除く)

●受付：午前8時30分～午後4時

●相談：午前9時～午後5時

▽場所 青梅税務署

※2月2日(月)から3月16日(月)まで、青梅税務署の駐車場は使用できません(身体障がい者用車両などを除く)。JR青梅線河辺駅北口のイオンスタイル河辺の立体駐車場5～7階(1階駐車不可)か、公共交通機関をご利用ください。

▽入場整理券 申告書作成会場での相談は、入場整理券が必要です。当日、会場配布するほか、2次元コードからLINEアプリで国税庁公式アカウントを友だち追加し、事前発行を申込みができます。※入場整理券の配布状況に応じて、長時間お待ちいただく場合がございます。受付を早く締め切る場合があります。

※2月13日(金)まで、税務署での相談は、事前予約が必要です。入場整理券の配布はありませんので、LINEのオンライン事前予約をご利用ください。

●マイホームをローンなどで取付した場合  
●多額の医療費を支払った場合  
●災害などで損害を受けた場合など

※詳しくは、国税庁ホームページ等でご確認ください。



国税庁追加  
友だち(LINE)

さあ、自宅でe-Tax  
マイナンバーカードと  
スマホで申告

▽「自宅からのe-Tax」5つのメリット

- ①税務署に行かずに申告可能
  - ②24時間利用可能(期間内)
  - ③受信通知からいつでも申告内容の確認が可能
  - ④添付書類提出不要
  - ⑤早期還付(3週間程度)
- ※マイナンバー連携を利用すると、控除証明書等のデータを自動入力できます。
- ※利用には事前準備が必要です。



国税庁確定申告書等作成コーナー  
マイナンバー連携の詳細

#### 所得税の確定申告が必要な方

▽給与所得者の場合

- 令和7年中の給与収入金額が2千万円を超える方
- 給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
- 給与の支払いを2か所以上から受けている方
- 年末調整をされなかった方

▽事業所得、不動産所得者などの場合

- 1年間の合計所得金額が所得控除額の合計を超える方(青色申告特別控除を適用する方は除く)

色申告特別控除を適用する方は除く)

▽その他、確定申告により所得税が還付となる場合

- マイホームをローンなどで取付した場合
- 多額の医療費を支払った場合
- 災害などで損害を受けた場合など

※詳しくは、国税庁ホームページ等でご確認ください。

#### 令和7年度税制改正

所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設、「扶養親族の所得要件」の改正が行われました。



国税庁 HP  
特設サイト

#### 申告書の提出・納税の期間

- ▽令和7年分の所得税・復興特別所得税の確定申告書 2月16日(月)～3月16日(月)以前
- ※還付申告は、2月16日(月)以前でも提出できます。
- ▽令和7年分の給与所得の申告書 2月2日(月)～3月16日(月)
- ▽令和7年分の個人事業者の消費税、地方消費税の確定申告書 3月31日(火)まで

#### 申告書の提出

申告書等の控えに收受日付印は押しません。書面で提出する際は、正本(提出用)のみを提出してください。

#### 申告書の郵送などの受付

3月16日(月)(消印有効)までに申告書と必要書類を同封し、郵送か信書便で提出できます。

▽送付先 東京国税局業務センター  
1-1 武蔵府中分室(青梅税務署) 〒183-8510  
府中市本町4-1-2

#### 「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除を受けるには、医療費の領収書の代わりに、医療費控除の明細書の添付が必要です(領収書の提出は不要ですが、税務署から提示・提出を求められる場合があります)。5年間の保管が必要です。

医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付した場合、医療費控除の明細書の記入を省略できます。医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。

※医療費通知に、自己負担額が記載されていないなど、確定申告に使用できない場合があります。加入している健康保険組合に確認してください。

#### マイナンバー(個人番号)の記載も必要です

所得税、復興特別所得税などの申告書には、税務署へ提出の都度、マイナンバー(個人番号)の記載が必要となります。

※マイナンバーカードや社会保障・番号制度に関する情報は、マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(無料)へお問い合わせください。

#### にせ税理士・にせ税理士法人にご注意ください

税理士資格の無い者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をする場合は、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けている等のため依頼者

(納税者)が不測の損害を被るおそれもあります。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

#### 青梅税務署主催 税理士による無料申告相談(事前予約制)

▽期日・場所  
●1月29日(木)・30日(金)：五日市出張所2階会議室  
●2月4日(水)～6日(金)：トラストルピア3階ルピアホール

▽申込み方法 オンラインによる事前申込みが必要です(電話受付不可)。

#### 市が実施する 申告・相談受付

市では、市(都)民税の申告受付とともに、e-Taxでの申告を行うことができない方を対象として、簡易な所得税等の確定申告書作成支援と申告受けを行います。



オンライン申込み  
事前受付  
サイト

※事前申込みサイトについては、青梅税務署にお問い合わせください。

#### 市(都)民税の申告が必要な方

令和8年1月1日現在、あきる野市に住所がある方	令和7年中に収入がある方	税務署で確定申告する方	不要
	令和7年中に収入がない方	給与収入のみで勤務先から市へ給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている方	不要ですが、源泉徴収票に記載の無い控除を受けると申告が必要です。
市内の親族に扶養(税法上)されている方		公的年金などの収入のみの方	必要
	その他の方	上記以外の方(税務署で確定申告の必要がないと言われた方を含む)	必要
例えば		市内の親族に扶養(税法上)されている方	不要
	仕送り・蓄えなどにより生活している方 市外の親族に扶養(税法上)されている方 障害・遺族年金を受給している方 配偶者控除が受けられなくなる配偶者の方など	必要 (未申告の場合、国民健康保険税、保育料等に影響する場合があります。非課税証明書を発行することができません。)	

(以下は広告枠です)

**庭木の剪定**  
伐採・除草など  
社員随時募集中!!  
立山産業 🔍 検索

**立山産業株式会社**  
本社：福生市福生973 ●あきる野支店：あきる野市藤沢175  
TEL.042-553-9111(御見積無料)

捨てません 活かします  
**お部屋の片付けをいたします**  
**不用品買取**します  
丸信リサイクルショップ ☎042-575-0020  
国立市西1-18-22 東京都公安委員会 308879504859

電池や充電電池搭載品は有害ごみ！可燃・不燃ごみに入れないで！